
令和6年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和5年6月

長野県
長野県議会

長野県市長会
長野県市議会議長会

長野県町村会
長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響や、急激な原油価格・物価高騰等により、県民の暮らしや経済活動は厳しい状況が続いています。本県では、このような状況を鑑み、経営に大きな打撃を受けている事業者や、失業等により暮らしに困難を抱える方々への切れ目ない支援に取り組んでいるところです。

また、新総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」を策定し、少子化・人口減少や気候変動など現下の様々な危機を克服し、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を構築していくための取組を進めてまいります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和6年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年（2023年）6月

長野県知事	阿部守一	長野県議会議長	佐々木祥二
長野県市長会長	花岡利夫	長野県市議会議長会長	寺沢さゆり
長野県町村会長	羽田健一郎	長野県町村議会議長会長	下出謙介

提案・要望事項 一覧

- 1 **こども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について** 1
(内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省)
- 2 **安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について** 3
(内閣府・総務省・財務省)
- 3 **持続可能な地域づくりについて** 5
(総務省)
- 4 **未来への投資、社会資本整備予算の確保について** 7
(財務省)
- 5 **個別最適な学びの保障について** 9
(文部科学省)
- 6 **未来を担う若者の高等教育機会の確保について** 11
(文部科学省)
- 7 **学校部活動の地域クラブ活動への移行について** 13
(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
- 8 **生活困窮者支援の推進について** 15
(厚生労働省)

9 医師の確保について	17
(厚生労働省)		
10 農業生産資材価格の高騰に対する農業経営への影響緩和策について	19
(農林水産省)		
11 食肉の安定供給に向けた食肉処理施設の整備について	21
(農林水産省)		
12 価格高騰等の長期化に対する総合的な対策の実施について	23
(内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省)		
13 人や企業の「信州回帰」の促進について	25
(内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・観光庁)		
14 持続可能な地域公共交通の再生・維持について	27
(国土交通省)		
15 未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進について	29
(国土交通省)		
16 本州中央部広域交流圏の形成について	31
(国土交通省)		
17 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	33
(内閣官房・農林水産省・国土交通省)		

18	ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について (国土交通省)	35
19	インフラメンテナンス予算の確保について (農林水産省・国土交通省)	37
20	アフターコロナにおける観光振興について (総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)	39
21	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて (林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)	41

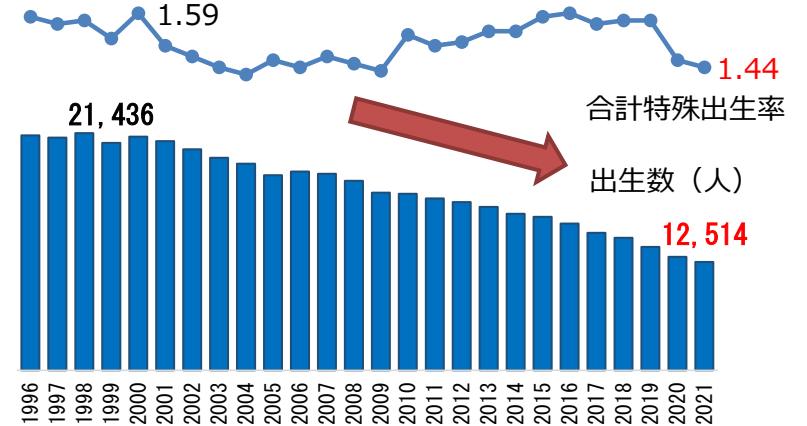
1 こども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省】

長野県の状況

●次代を担うこども・若者を社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- 長野県の合計特殊出生率（R3）は1.44で、全国平均（1.30）は上回ってはいるものの、出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっていない少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの状況
- 少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



厚生労働省「人口動態統計」

取組

○県民一体となった支援により、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3.25）

3か年で集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を策定
「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3.10施行）

- 家庭保育世帯が安心して子育てができる環境づくりにつながるよう、3歳未満児を家庭で保育している世帯が一時預かり等を利用した場合、県はその利用料の一部を補助
- こどもの医療費について、市町村が地方単独事業として現物給付方式により助成し、県は対象経費の2分の1を支援
【県費負担対象】医療費：（入院）中学校卒業まで（通院）小学校3年生まで
国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置相当額：中学校卒業まで

◇ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進



認証企業 244社（R5.3）

◇ 県内の若者・子育て世代、市町村などの声を踏まえ、こども政策・少子化対策の強化を国に提言（R5.3.8）

◇ 安全で質の高い保育を実現するため、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）

課題

- 全国一律に基準や制度が定められているため、**地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うことができない**
＜例＞・基準以上に保育士の配置を行った場合に、地方の財政負担が過大に生じている
・保育士の配置基準や保育室の面積基準により柔軟に児童を受け入れることができず、待機児童発生のおそれがある
- 安心して子どもを生み、育てるための**更なる保育・教育環境の充実**や、**更なる経済的な負担軽減**を求める切実な声が寄せられている
- 子どもへの医療費助成に係る**事業実施のための経費**や、**現物給付の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置**といった**地方自治体の財政的な負担が大きい**
- 収入の減少や職場の理解を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また労働時間の長さにより男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、**性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要**



提案・要望

1 こども政策・少子化対策の本格的な地方分権の推進（内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省）

地方の実情に応じたこども政策・少子化対策を実施できるよう、国と地方の役割分担を見直し、保育、教育分野等における義務付け・枠付けの緩和や地方への権限移譲を加速化するとともに、自治体の財政力によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じないように、偏在性の少ない地方税体系の構築により、地方税財源全体の充実を図ること

2 こども政策・少子化対策の更なる拡充（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）

こども・若者が夢や希望を持てる社会の実現に向けて、こども基本法に基づく「こども大綱」に政府を挙げて取り組むべき施策を幅広く盛り込むとともに、地方財源を含めた安定的な財源確保の方策を明らかにし、早期に施策として具体化すること

幼児教育・保育の質の向上、こどもや子育て家庭に十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、保育士の配置基準を見直すとともに、基準以上の配置及び保育士の給与等の処遇改善について、財政支援の拡充を行うこと

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化を早期に実現すること

地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設するとともに、現物給付化に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置をただちに全廃すること

雇用の場等における女性の参画拡大、長時間労働の是正やテレワークなどの柔軟な働き方の導入といった男性・女性が「共働き・子育て」できる職場環境の整備や、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる社会的機運の醸成を進めること

育児短時間勤務の対象となる子の年齢の引き上げの検討や、育児休業後の短時間勤務に対する給付制度の創設を行うこと

2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

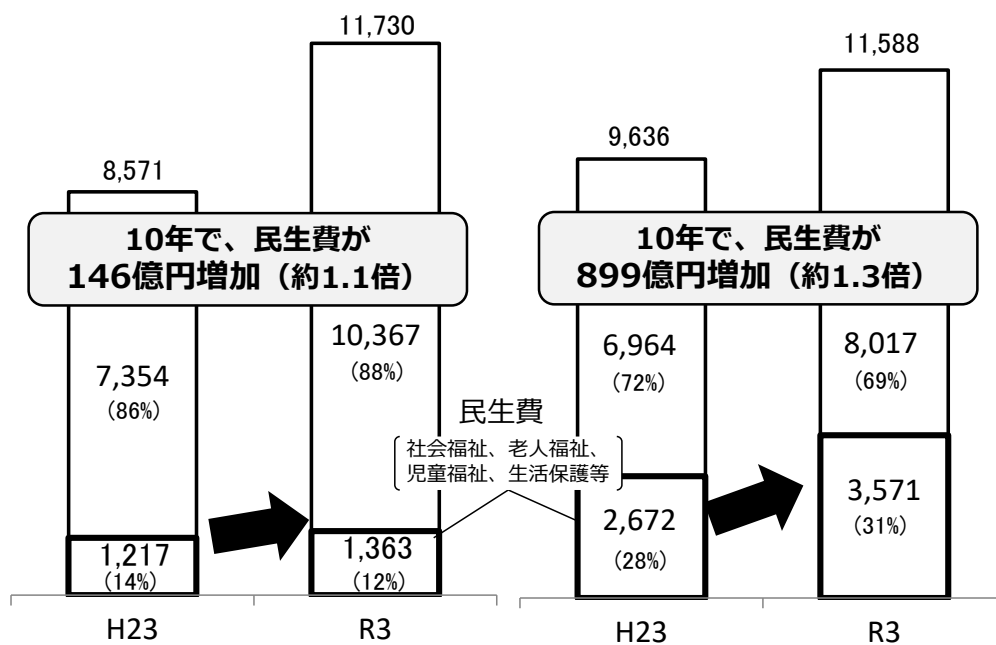
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.1～1.3倍に増加

普通会計における社会保障関係費（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



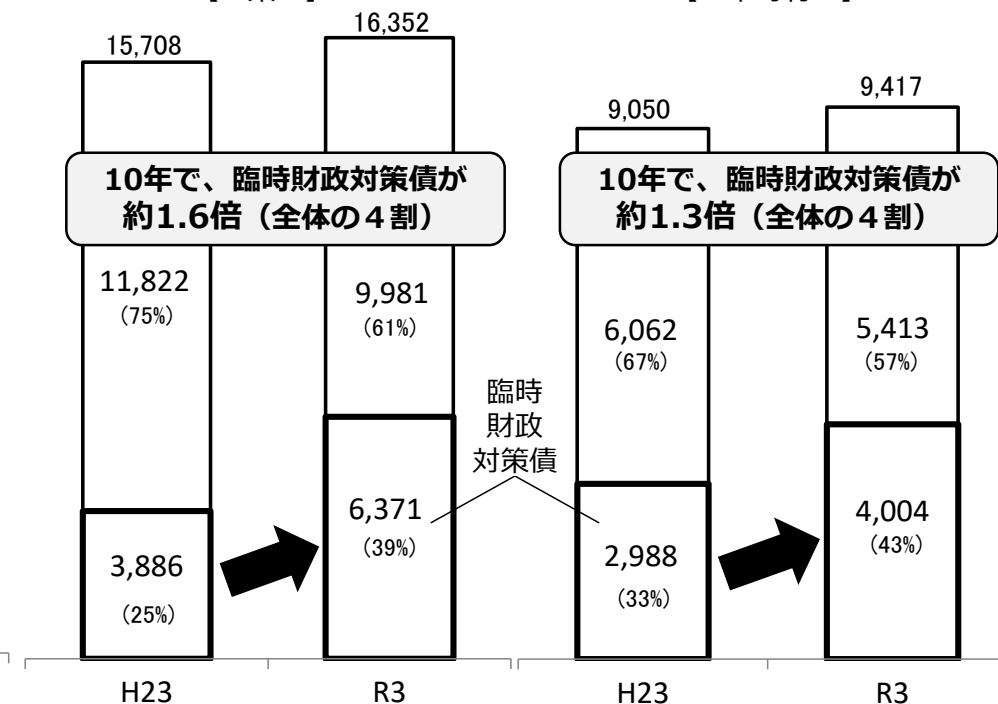
・ 臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約1.3～1.6倍

地方債残高（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



課題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、長期化する物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援を行いつつ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組、人づくり、子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策等を継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和5年度地方財政計画においては、折半対象財源不足額の解消等により臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたものの、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**
 - ・ 令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）では、予算ひっ迫のため、補助金、広報費等の経費について、全国一律で**申請額の2/3の額に減額**された。地方創生の取組を一層深化・加速化させるためには、十分な予算枠の確保が必要

提案・要望

令和6年度予算における地方財源の確保・充実

（1）地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や原油価格・物価高騰等の影響を地方財政計画に適切に反映し、令和6年度においても一般財源総額を確実に確保すること

（2）地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

（3）臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

（4）デジタル田園都市国家構想と地方創生の推進のための財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

デジタル化の推進や地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1.25兆円)を確保するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について、地方自治体のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充を図ること

3 持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

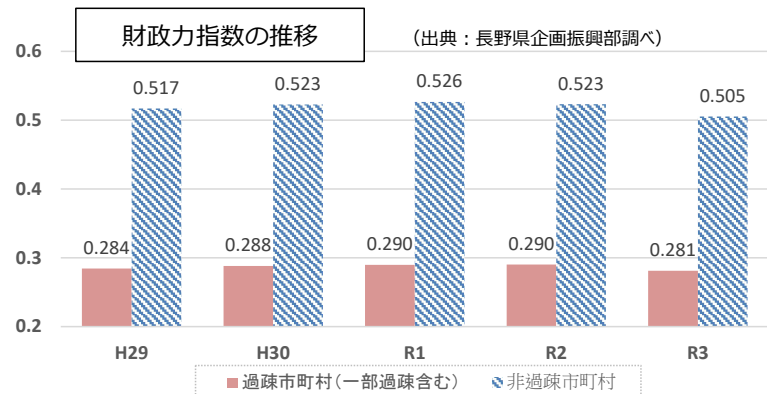
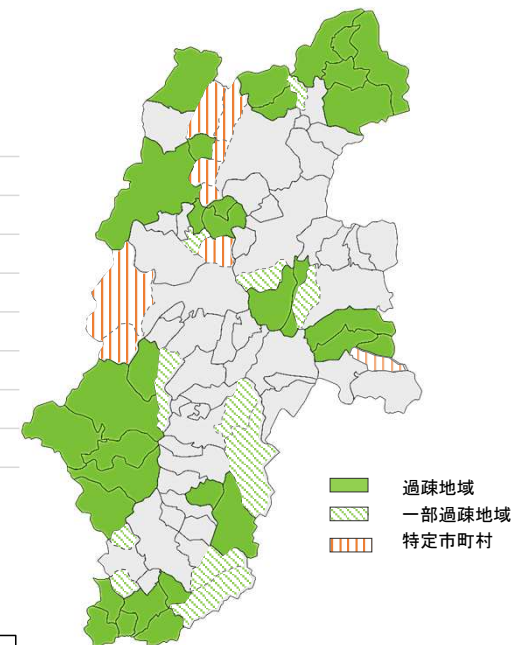
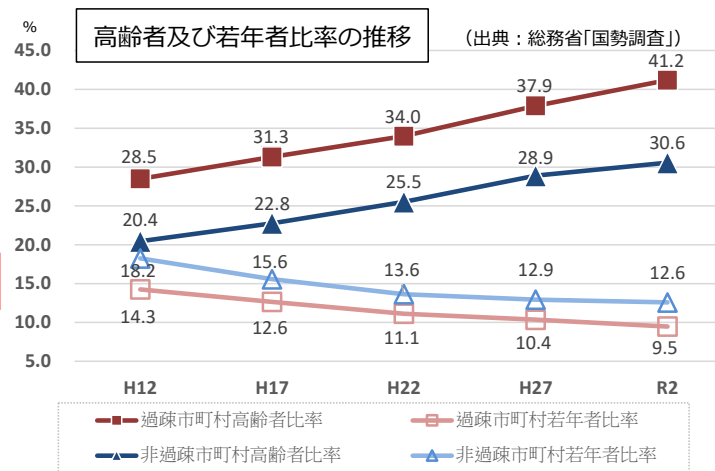
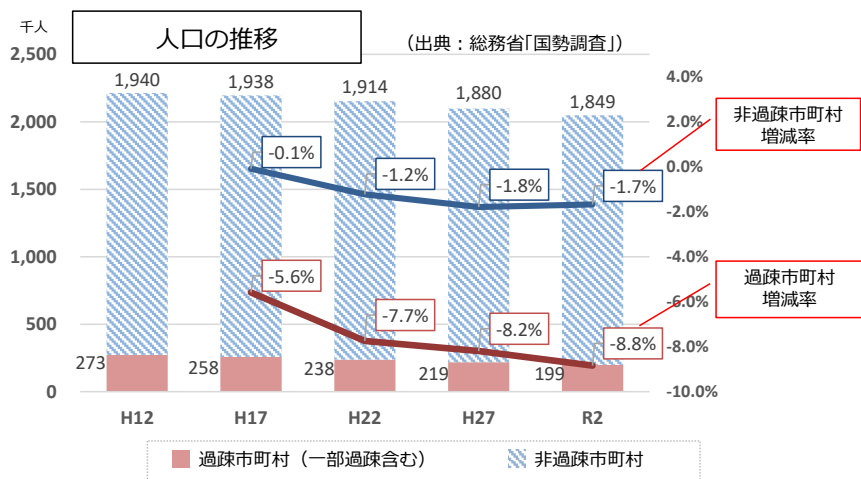
● 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進

- 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）、過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
- 過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱であるとともに、地域社会を支える人材が不足

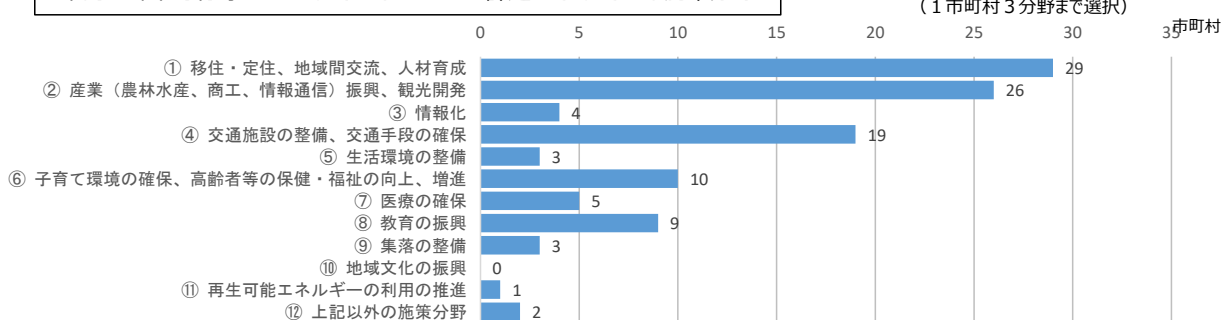
● 県内過疎市町村の状況

各地域では持続可能な地域づくりに向け、様々な財源や制度を活用した多様な取組を実施

40/77市町村が過疎市町村



県内過疎市町村等が注力している、または課題と感じている施策分野



(出典：長野県市町村過疎地域対策協議会調べ)

取組

【「移住・定住」「地域間交流」「教育」分野での取組】

○ 山村留学推進事業 <阿智村>

人口減少、高齢化が進み、特に若年層の減少が顕著
全国から小中学生を受入れた地域交流を実施
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



山村留学の取組の様子

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる
乗合方式のデマンド交通を委託運行し、
高齢者の移動手段を確保



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

《過疎対策事業債（ソフト）の活用》

【「産業振興」「観光開発」「地域文化の振興」分野での取組】

○ 宿場町再生事業 <木曾町>

地域特有の資源を生かし交流人口の増加を図るため宿場町の街並み、
水路、緑地等景観整備を実施
《過疎対策事業債（ハード）の活用》

【「移住・定住」「地域課題の解決」分野での取組】

○ 地域おこし協力隊 <長野県全域>

- ・ 隊員向けステップアップ研修、広域単位ネットワークの形成等を通じ、隊員の定住に向けたサポートを実施
- ・ 新たに募集・受入体制の充実に向けた、市町村への支援を実施

隊員数：421人(R4)
(全国2位！)
定住率(H31~R3)
：78.2%(全国73.8%)

課題

- 県内過疎市町村等では、各施策分野において、**過疎対策事業債**や過疎地域持続的発展支援交付金等の支援措置を活用しており、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が持続可能な地域づくりを進めるためには、**過疎対策事業債等の財政支援が必要不可欠**
- 資材価格等の高騰による建設事業費等の上昇を踏まえ**地方債（過疎対策）計画額は増加**（R4：5,200億円⇒R5：5,400億円（3.8%増））したものの、市町村等の過疎計画に基づく施策を着実に実施するためには**過疎対策事業債の必要額を確保することが課題**
- 過疎地域における人口減少が深刻となる中、地域の担い手確保は大きな課題。特に、地域課題の解決を通じた地域活性化のためには、熱意と行動力のある**地域おこし協力隊の活躍が重要**だが、平成30年度以降、県内**隊員数は頭打ち傾向**
(H25：83人 → H30：432人(最高) → R3：421人)
- 隊員数を増やすためには、隊員の定住や地域での活動が円滑に行えるよう、**更なる財政支援の充実**やサポートの継続が必要

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、過疎市町村等が増加していること、過疎計画に基づく事業が今後本格化することから、過疎対策事業が着実に実施できるよう増額を図ること

特に、過疎対策事業債（ソフト分）については、地域の実情に合わせ必要な事業が実施できるよう**限度額を引き上げる**こと

2 地域おこし協力隊員の活動経費への財政支援の充実

経済的課題を抱えている隊員が多いことから、地域おこし協力隊員の活動に要する経費への財政措置を拡充すること

4 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2022**では、「中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた『**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**』を推進し、引き続き、**災害に屈しない国土づくりを進める**」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に実施**
- **インフラの点検結果に基づき、ライフサイクルコストを低減するため、予防保全の観点で維持管理を実施**



千曲川堤防決壊（長野市穂保）
令和元年10月 東日本台風



令和2年7月豪雨では、**各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした**



令和3年8月の大雨により**護岸基礎が崩れ、護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ**

課題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施**する必要があるが、**多額の予算が必要**
- 急速に老朽化する**社会基盤施設を予防保全の考えに基づき適切に維持管理**するためには、**安定的・継続的な予算の確保**が大きな課題
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生**し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、**国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた



茅野市下馬沢川
令和3年9月の大雨により**土石流が発生**
全壊3戸を含め多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

道路ネットワークの機能強化対策やあらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、集中的なインフラ老朽化対策等の国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、新たな国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計について十分配慮すること

また、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」についても、事業期間を延長し確実な財政措置を図ること

3 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧事業における支援拡充・資機材の充実による支援強化

今後もTEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

広域的な浸水被害に対応するため、排水ポンプ車・資機材の増強を図るとともに、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること

5 個別最適な学びの保障について

【文部科学省】

長野県の状況

●一人ひとりに合った学びを保障し、探究的な学び、多様性を包み込む学びの推進

- ・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・教育の質の向上及び不登校児童生徒などへの多様な学習機会確保のため、遠隔教育の推進、充実が求められている
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 H29：2,587人→R3：4,707人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 H29：94人→R3：300人）している



（1人1台端末を用いた意見交換）

取組

○少人数学級の実現と教育活動充実のための教員等配置

- ・国に先駆けて小中学校全学年で30人規模学級（35人以下学級）を実施（R5:小127人、中244人の定数増）
- ・不登校、外国籍、発達障がい等の児童生徒を支援する教員を配置（R5:141人）
- ・小学校における外国語教育の充実のための英語専科教員や、小学校高学年の教科担任制を推進するための専科教員を配置（R5:125人）
- ・教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、プリント印刷や採点補助等の教員の業務をサポートする教員業務支援員を配置（R5:357校）

○遠隔教育の推進、活用

- ・小規模の学校同士で、様々な意見に触れて考えを広げたり、将来同一の中学校に進学する小学校同士が共に学んだりできるよう、オンラインを活用した遠隔での合同授業を実施

○不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保

- ・ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・フリースクール等民間施設に関する公的認証制度の創設に向け、「信州型フリースクール認証制度検討会議」を設置（R5.4～）（5回開催予定）

【成果①】

県内小6児童、中3生徒のうち算数・数学の授業内容がよくわかる割合

<R4>

小:長野県82.1%（全国81.2%）
中:長野県79.9%（全国76.2%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間1人当たり45時間以下の小中学校の割合（H30：47.9% → R4：76%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数（R元:12人 → R3:167人）

課題

- 個別最適な学びの実現を目指す、「教職員」及び「教員以外の様々な専門スタッフ」が不足
- 多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要
- 小規模校では定数上教員が十分に配置されず、専科教員が不足するなど地域により教育に差が生じる懸念がある
- 小規模中学校等の教育の質の向上を図るためには、都市部と過疎地域を結ぶ遠隔教育の推進が必要。希望する中学校等は遠隔教育特例校制度によりICTを活用して遠隔教育を行うことができるが、当該制度は文部科学省の指定を要する
- 多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる義務教育段階における通信制学校の設置が必要だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き通信制学校の設置ができない
- 県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない

提案・要望

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大及び定数改善に向けた取組の加速化

更なる少人数学級を推進するとともに、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること
教員の働き方改革を進めるため、様々な専門スタッフ、特に教員業務支援員を全校に配置できるよう財政支援を拡充すること

加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、小規模校においても専科教員を配置できるよう教職員定数の算定方法を見直すなど定数改善に向けた取組を計画的に行うこと

2 中学校等における遠隔教育の推進

遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること

また、遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実すること

3 義務教育段階における通信制学校の設置

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

4 不登校児童生徒の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立

不登校児童生徒が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするために、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、フリースクール等に関する経済的支援のあり方を早期に検討すること

6 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

●地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・本県の大学収容力は21.1%（R4.5現在：全国45位）と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、更なる大学の立地促進が求められている
- ・本県の県外大学進学率は80.4%（R4.5現在：全国8位）と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）

（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

- ・高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

課題

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 地方でも専門的な学びを受けられるよう、都市圏に集中している**高等教育機関を分散化することが必要**
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

＜国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実＞

- ・ 住民税非課税世帯の上限額の拡充

私立大学の場合、授業料実費額（R3平均：約93万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い。

- ・ 中間所得層の支援対象のさらなる拡大

支援対象が令和6年度から中間所得層のうち、多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大されるなど一定の改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方国立大学が新たな学部・学科を設置する際は、国の責任において十分な財政措置を講じること
また、国がリーダーシップを発揮し、都市圏に集中している高等教育機関の地方分散化を促進すること
併せて、地方へのキャンパスの設置に係る経費について財政支援を行うなど、国が積極的な支援策を講じること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を
図るとともに、支援対象を子どもの数や学部に限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること

7 学校部活動の地域クラブ活動への移行について

長野県の状況

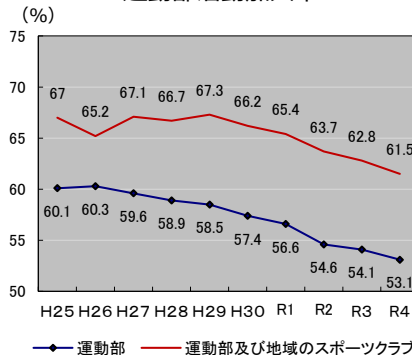
【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

● 地域の実情に応じて、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に対する支援を実施

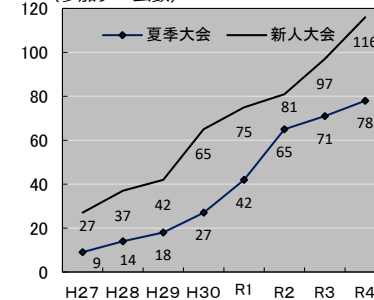
【学校部活動における主な状況】

- ・ 少子化により、公立中学校における運動部の加入者数が減少
また、運動部活動の統廃合や合同チームによる大会参加が増加
- ・ 学校単位では、部活動の種類が限られ、生徒が希望する種目が選択できない
- ・ 公立中学校において、過去10年以上の間継続して、運動部顧問の6割以上が「競技経験のない競技を指導している」と回答
- ・ 平日の練習や大会引率など、教員の勤務時間外指導等の負担が大きい

運動部活動加入率



合同チームによる大会参加 (参加チーム数)



取組

○ 県スポーツ・文化芸術活動連絡協議会で県の方針や支援を検討

- ・ スポーツ・文化芸術活動関係団体、教育関係団体、市町村関係者等で構成する連絡協議会で、学校部活動の課題や地域クラブ活動への移行の必要性、地域クラブへの移行に向けた課題について共有し、令和5年秋までに長野県中学生期のスポーツ活動指針の改定を目指す
- ・ 今後、年2回程度協議会を開催し、地域クラブ活動への移行に向けた県の基本的な考え方や課題に対する対応、目指す姿などについて協議・共有する

○ 市町村の進捗状況や課題、教職員の意識等を調査し今後の方針に活かす

- ・ 県教育委員会が市町村教育委員会やスポーツ所管部局に対して、地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備の進捗状況や課題、必要な支援等について調査 (R4.11)
- ・ 県教育委員会が公立中学校の教職員に対して、休日のスポーツ・文化芸術活動に係る意識調査を実施 (R5.1)
兼職兼業を希望する教職員を活用できるよう地域と情報を共有

【市町村の進捗状況】

取組の内容	取組実数	%
担当課内での共有・検討	62/77	81%
学校との共有・検討	54/77	70%
地域のスポーツ団体との共有・検討	38/77	50%
首長との共有・検討	24/77	31%
準備会または協議会の設置	22/77	29%
保護者・地域への説明	16/77	21%
取り組みなし	4/77	5%

【国が想定した支援に対する市町村の要望状況】

支援の内容	希望実数	%
市町村総括コーディネーターまたはコーディネーターの活用	40/77	51%
運営団体・実施主体の整備	31/77	40%
協議会等の運営費	30/77	39%
指導者謝金等	54/77	70%
困窮世帯支援に係るシステム設置・改修	17/77	22%
参加者費用負担軽減	40/77	52%

課題

- 休日の学校部活動については地域クラブ活動への移行を進めているが、平日の学校部活動については、「完全に無くなるのか」「勤務時間内で残るのか」といった今後の学校部活動の全体としての方向性が現状では不明瞭
- 本県の特徴として小規模の町村が多いため、複数の市町村が広域で地域クラブ活動の環境整備を行うケースが多い。そのため、**市町村の連絡調整やとりまとめを行う人材が必要**。また、**生徒の移動に関して保護者に負担をかけない支援が必要**
- 市町村からは、保護者負担の増大によりスポーツ・文化芸術活動を諦めることがあってはならないため、**参加者の費用負担をしてほしいという意見が強い**。また、小規模町村や過疎地の小規模校などでは、「受け皿となるスポーツ・文化芸術活動団体がない」「指導者がいない」という声が届いている
- このような町村が多いため、休日の学校部活動を地域クラブ活動へ**移行させるためには多くの時間を要する**。移行完了後にも地域クラブ活動の環境を維持していくためには、令和5年から令和7年までの**改革推進期間後も継続して市町村を支援する必要**



提案・要望

1 学校部活動の位置づけの明確化

学校部活動のあり方について、基本的な方向性について国の考え方を示した上で、平日を含めた地域クラブ活動への移行についての全体的な方針を早期に明確に示すこと

2 休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行するための財政支援

休日の学校部活動を地域クラブ活動に円滑に移行するためには、運営団体・実施主体の確保や体制整備、関係団体との連絡調整を行うコーディネーターの配置、指導者の確保や資質の向上、参加者の費用負担等が必要であることから、実証事業を検証し、必要な財政支援を行うこと

3 改革推進期間後の財政支援

地域クラブ活動への移行は、地域の実情に応じて環境整備が進められるため、地域によって進捗状況が異なること、また、移行後の活動を持続可能なものにしていく必要があることから、改革推進期間後も財政支援を継続すること

8 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

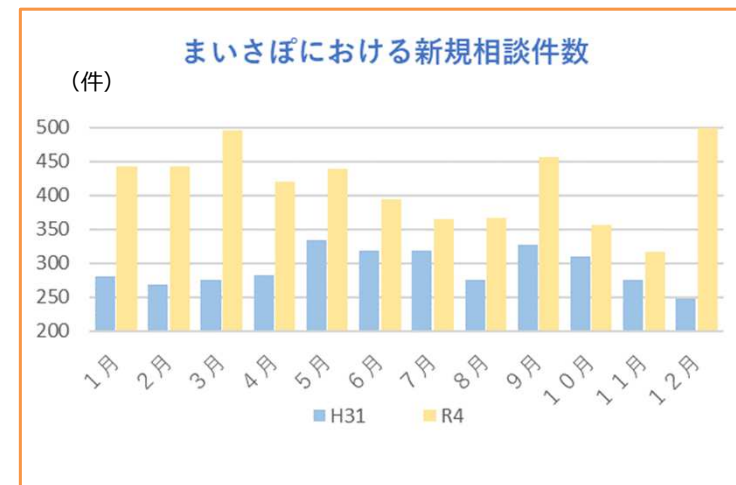
●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

- ・生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
- ・「まいさぼ」への相談者数が高止まりし、相談員の疲弊感が増している。加えて、物価高騰等の影響により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難なものになっている
- ・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている

取組

○自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- ・急増した相談に丁寧に対応するため、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援
- ・長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」を設置し、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方に対し、生鮮食品を含めた多様な食品の安定的な提供を実施



○生活困窮者物価上昇特別対策事業補助金による生活者への支援

- ・電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を支給（R4.10）

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、自治体の負担が大きい。そのため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**
例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が48,000千円だが、30万人～40万人未満の場合38,000千円に減少（R4.1.1時点 本県町村人口：411,973人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3 等
- 生活福祉資金特例貸付の借受者の自立に向けては、社会福祉協議会や自立支援相談機関が連携して**きめ細かな支援を継続的に**行うことが極めて重要であり、**支援機関の体制強化が必須**
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく**困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者**については、**生きるための日々の暮らしに自動車が必要**
〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

生活保護申請者からの声

「自動車は買い物や畑作業に使用しており、日々の暮らしにおいては必需品。引退して家にいるようになってしまふことは考えられない」
「交通の便が悪く、腰痛もあり歩いての移動は困難。自動車がなければ生活できない」

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員**の処遇改善**や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、**各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げる**こと

2 生活福祉資金特例貸付の借受者を支援する体制の強化

今後10年以上にわたる債権管理と借受人に対するフォローアップ支援が十分行えるよう、**社会福祉協議会や自立支援相談機関の人員体制の強化を維持するための十分な予算措置**を講じること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、通勤、通院等に限らず、**買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても、自動車使用を認める**こと

9 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
 本県の医師偏在指標…**202.5 (全国37位・医師少数県)**
 「少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(335医療圏中) …上小(308),木曾(307),上伊那(286),飯伊(249),北信(245)
 - ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
 本県の産科医師偏在指標…**10.7 (全国37位・相対的医師少数県)**
 「相対的少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(284医療圏中) …上伊那(247),上小(237),飯伊(222),北信(206),長野(196)
- 〔 県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **19.6%** (R2) 〕
 〔 全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**66.3%** (R2) 〕

医師数は増加しているが、30、40歳代は増えていない (単位：人)

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R2年(H24年比)
20歳代	338	359 (+21)	429 (+70)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲91)	1,891 (▲69)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,058 (+371)
70歳代超	529	502 (▲27)	616 (+114)
合計	4,159	4,508 (+349)	4,994 (+486)

取組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

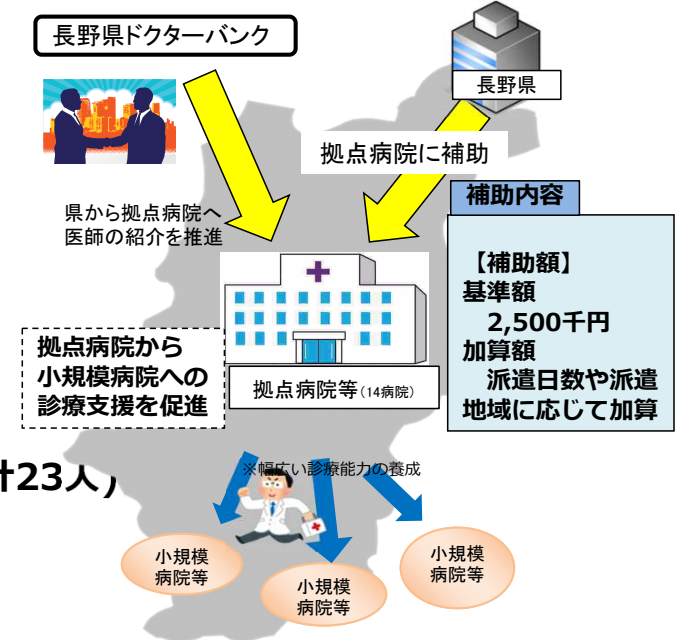
県内11病院を拠点病院(H30～)・3病院を準拠点病院(R2～)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**59ヶ所**の小規模な病院・診療所に医師派遣を実施 (令和4年度：2,650人日/年)

○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業**による就業支援(令和4年度までの産婦人科医就業者累計23人)
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援





- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 令和6年度の時間外労働上限規制の適用に向け、医師の働き方改革のみを一方向的に推進することによる**地域医療への大きな影響が懸念されており、医師確保・偏在対策との一体的な推進が必要**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

・ 県内分娩取扱医療機関は約**36%減少**
<55施設 (H17) ⇒ 35施設 (R5.2)>
・ **大北医療圏での取扱医療機関はなし**
・ 飯伊・木曽の2医療圏での**分娩取扱い**
は各1病院のみ

提案・要望

1 医師偏在対策の着実な実施のための財政支援及び医学部臨時定員枠の継続

県による**医師確保計画に基づく医師の確保・偏在対策**に対して、**地域医療介護総合確保基金により十分な予算配分**をするとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう**令和7年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続**すること

2 医師の働き方改革の推進と医師確保・偏在対策の一体的な推進

医師の働き方改革の推進に際しては、地域の医療提供体制に影響が生じることがないように、**医師確保・偏在対策の着実な進展を前提**として一体的に進めること

3 臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

臨床研修医の募集定員上限の算出に当たっては、**都道府県間の偏在是正に資する、特に医師少数県に配意した措置を継続**すること
専攻医の都市部への集中を防止するため、**シーリングを厳格に実施**するとともに、**指導医の派遣など、地方における専門研修が促進される仕組みを構築**すること

4 地域における産科医の確保策の充実

産科医の絶対数増加のため**医学生や研修医に対して産科の専攻を促す仕組みを創設**するとともに、**地方で勤務する産科医にインセンティブを設ける**など、都市部への集中を抑える施策を実施すること

5 地域における診療所等の担い手の確保策の充実

地域の中核病院による診療支援に対して**インセンティブを設ける**など、**診療所等の担い手を確保するため実効性のある対策**を講じること

10 農業生産資材価格の高騰に対する農業経営への影響緩和策について

【農林水産省】

長野県の状況

● 農業生産資材の価格高騰に対応した持続可能な農業経営への転換を支援

- ウクライナ情勢や円安の進行など海外情勢の変化により、原油や電気などのエネルギー価格や、肥料、飼料など農業生産資材価格の高騰が続いており、県内の農業経営への影響が大きいことから、引き続き、**農業生産資材等の価格高騰対策が急務**
- 特に、経営コストに占める割合が高い**畜産**に加え、幅広い農業者に影響がある**肥料**などにおいて、価格高騰により県内の農業経営を圧迫
- 本県では、国の補正予算等を積極的に活用して農業経営の継続を緊急的に支援するとともに、**中長期的な視点からエネルギーコストの削減など「持続可能な農業経営への転換」につながる取組の促進**を図る「長野県価格高騰緊急対策」を実施

取組

○ 配合飼料価格高騰対策

- 県では、国の配合飼料価格安定制度の**価格差補填金と合わせ、県独自の上乗せ補填**を実施し、畜産農家の経営安定を図る（4,200円/ト）

〔R4年度実績〕

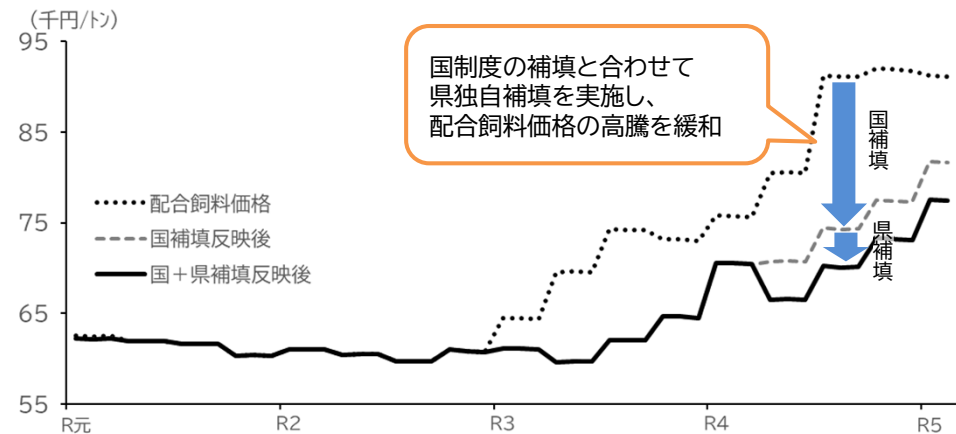
延べ579戸の畜産農家に対し、約4億円を交付済み
（R5.1～3月分 約1.3億円は6月に交付予定）

○ 酪農経営安定対策

- 県では、国事業では補填しきれない**輸入粗飼料費等の高騰分の一部を上乗せ補填**するとともに、国事業の対象とならない乳用牛への**独自補填を実施**し、酪農家の経営安定を図る
（国事業対象牛 6,000円/頭、左記以外の乳用牛 8,500円/頭）
- 国等の事業を活用した自給飼料の増産を推進

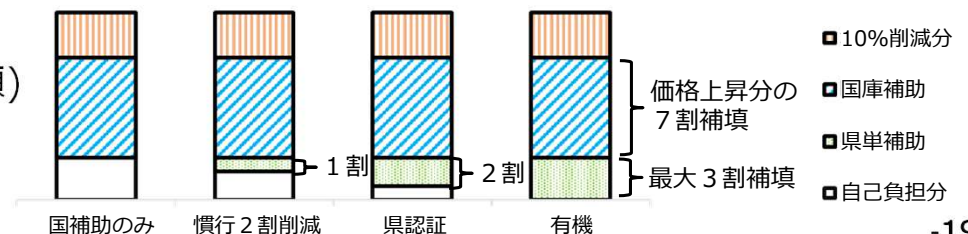
〔R4年度実績〕

199戸（12,143頭）に対し、約8,266万円を交付



○ 肥料価格高騰対策

- 県では、国の肥料価格高騰対策事業による肥料コスト上昇分の一部補填に加えた**上乗せ補填**により、肥料価格高騰の影響緩和を図る



課題

- **配合飼料**について、価格が高止まりし、**配合飼料価格安定制度による補填の急減が想定**されることから飼料コストの急増を段階的に抑制する「新たな特例」が設けられたが、配合飼料価格の低下が見込まれず、価格転嫁が難しい中で、**畜産農家の負担増加が懸念**
- 配合飼料価格安定制度では賄えない畜産農家の負担増加に対して、都道府県でそれぞれ対応しているが、実施状況や支援内容に差がある（R4:45都道府県）
- **肥料**について、令和4年7月以降、価格が高止まりの状況が続いており、**農業経営への影響が懸念**
- **粗飼料**について、輸入価格の高騰に対し、自給飼料の増産等を進めているが、**直ちにすべての購入飼料を自給飼料へ切り替えることは困難**
- **酪農**について、生産コストの上昇分を一部価格転嫁するため乳価改定がされたが、**生産コスト上昇分を十分に転嫁できておらず、酪農経営はひっ迫**。乳価は、指定団体と乳業メーカーの交渉により決定するが、物価高騰等の影響による需給緩和を受け、乳業メーカーとの交渉に時間を要している

配合飼料価格安定制度における新たな特例の概要

＜発動条件（トリガー）＞

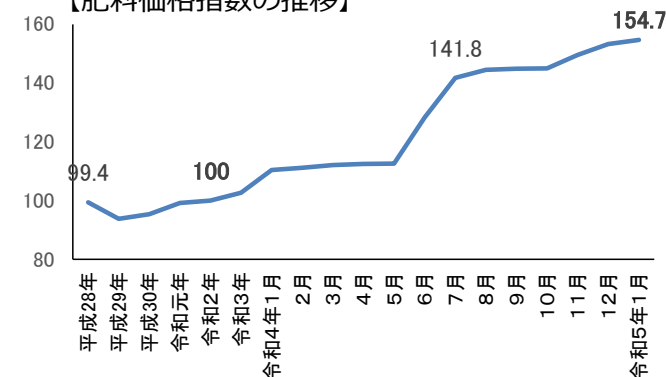
- ・ 2年(8四半期)連続で補填が発動している
- ・ 異常補填が発動しない 等

＜補填額の算定ルール＞

- ・ 基準価格の算定期間を延長
直前1年間の平均 → **直前2.5年の平均**
- ・ 補填額の上限を設定（前四半期の3/4）

※新特例による補填が連続して**3四半期発動した場合、新特例は終了**

【肥料価格指数の推移】



（出典：農林水産省農業物価統計調査）

提案・要望

1 価格高騰対策の継続的な実施と制度の見直し

配合飼料価格安定制度における「新たな特例」について、算定ルールを再検証し、畜産農家の負担が緩和できる補填水準の制度とすること

肥料価格高騰について、引き続き価格動向を注視し、**農業経営への影響を十分に緩和する対策を継続**するとともに、**価格の安定化に向けた仕組みの構築や安定的に調達できる体制づくり**など必要な対策を講じること

2 輸入粗飼料価格高騰に対する支援策の構築

引き続き、畜産クラスター事業等の自給飼料生産に係る予算を確保するとともに、**輸入粗飼料から自給飼料への切り替えには時間を要することから、この間、輸入粗飼料の価格高騰に対しセーフティネットを構築し、畜産農家の持続可能な経営への支援を講じること**

3 生産コストの増加を適正に価格転嫁できる環境の整備

令和5年4月28日に立ち上げた「畜産・酪農の適正な価格形成に向けた環境整備推進会議」の活動を加速させるとともに、国が再生産可能な基準乳価を示すなど、**配合飼料や資材高騰の変化を価格に反映できる環境整備**を図ること

11 食肉の安定供給に向けた食肉処理施設の整備について

【農林水産省】

長野県の状況

●老朽化する食肉処理施設の整備支援が急務

- ・県内の食肉処理施設は、令和3年3月末に1施設が閉鎖し、現在2施設となっており、**いずれの施設も老朽化が激しく、将来に向けて新鮮な食肉を安定供給するためには、施設整備が喫緊の課題**となっている
- ・畜産農家の生産意欲が減退しないよう、食肉処理施設の整備に対する支援が急務

取組

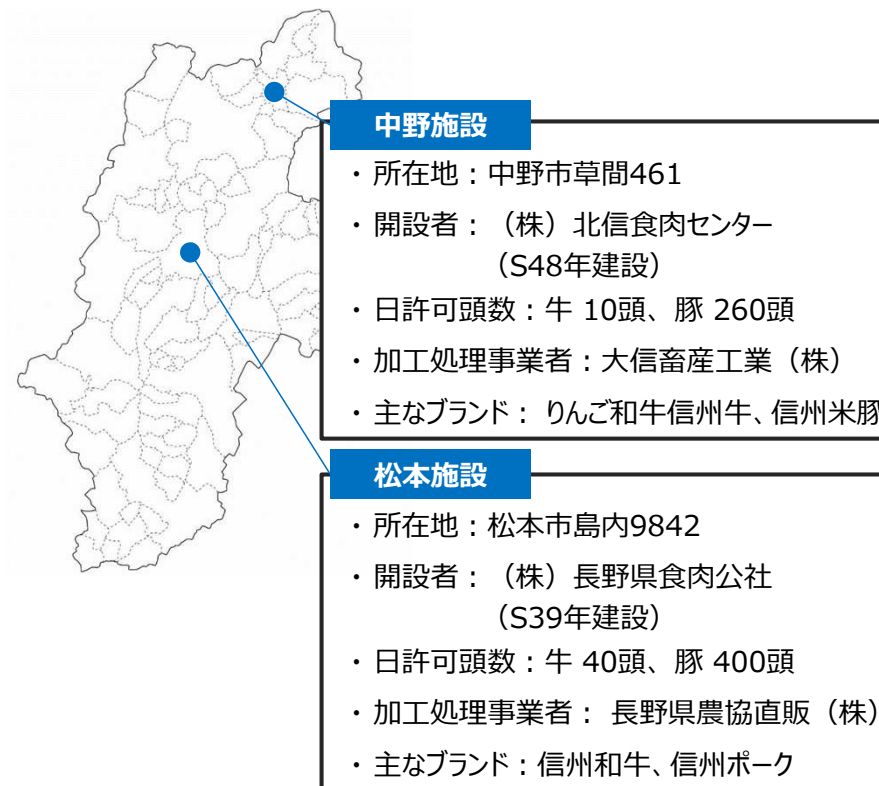
○食肉処理施設の整備支援

- ・県では、食肉流通のあり方について、令和3年6月に策定した「**長野県食肉流通合理化計画**」の中で、当面の対応として、本県の食肉流通の機能が損なわれないよう、**県内2施設の体制を維持することを決定**
- ・令和4年5月末の県内JAグループ及び生産者団体からの要請を踏まえ、**県として、国庫補助も活用しながら、施設整備に最大限の支援を行う考えを表明**
- ・同年9月から市町村も含めた懇話会を開催し、総論として松本施設整備支援の方向性を確認。令和5年3月から**新たに「松本食肉施設整備支援検討会」を設置し検討を具体化**

〔食肉処理施設の稼働状況（R4年度）〕

名称	設置年	と畜能力 (豚換算頭数/日)	と畜実績 (豚換算頭数/日)
中野施設	S48	300	248
松本施設	S39	560	332
合計		860	580

〔県内の食肉処理施設の概要〕



課題

【地域の実情を踏まえた食肉処理施設整備が求められている】

- 豚熱等の発生に伴う家畜の移動制限により、と畜が一時休止しても、**他施設でと畜を補完できるリスクヘッジ**が求められている
- 全国的に食肉処理施設の再編統合が進んでいるが、本県の各食肉処理施設は、**小規模であっても生産者、販売会社が系列となり経営継続が保たれている**ことから、**県内で複数施設を維持**していくことが必要
- 本県の畜産農家は、中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性により、トラックによる長距離出荷が必要で輸送コストが大きい。ため、**地域内経済循環**や**脱炭素社会の構築**を図る観点からも、**地域内での施設の設置**が求められている
- ウクライナ情勢や原油・農業生産資材価格の高騰などにより、食料安全保障に対する県民意識が高まっていることから、**地域内で食料を安定的に供給**していくことが必要

【国庫補助事業の主な要件等】

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 (輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業)

- ・処理頭数 : 概ね700頭/日以上
- ・上限事業費 : $12,500$ 千円×処理頭数
(小規模施設の場合)
- ・補助率 : $1/2$ 以内(再編なし、輸出あり)
- ・離島又はハラル認証を取得する場合であって知事が特に必要と認めた場合は処理頭数要件が緩和

強い農業づくり総合支援交付金

- ・処理頭数 : 概ね700頭/日以上
- ・補助上限額 : 20億円
- ・上限事業費 : $13,875$ 千円×処理頭数
- ・補助率 : $1/3$ 以内(再編なし、輸出なし)
- ・離島又はハラル認証を取得する場合であって知事が特に必要と認めた場合は処理頭数要件を緩和

提案・要望

1 食肉処理施設の整備支援に係る国庫補助事業の要件緩和

施設規模が処理頭数要件に満たない小規模な食肉処理施設であっても、豚熱等の発生に備えるリスクヘッジと県民やインバウンドを含めた観光客への食肉の安定供給の観点から、知事が地域の実情により必要な施設と認めた場合は、離島と同様の救済要件として中山間地においても処理頭数の要件緩和を措置すること

また、今般の資材価格や人件費の高騰により建築価格が上昇しているため、上限事業費や補助上限額を引き上げること

12 価格高騰等の長期化に対する総合的な対策の実施について

【内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省】

長野県の状況

● 価格高騰等の長期化に対し、4つの柱で対策を実行

- ・令和4年度、コロナ禍に加え価格高騰により多大な影響を受けている県民及び事業者を支援するため、長野県価格高騰緊急対策を第一弾から第三弾まで実施
- ・令和4年12月には長野県価格高騰緊急対策を包含する形で「長野県総合経済対策」をとりまとめ、「①価格高騰緊急対策」「②県内需要の喚起」「③活力ある社会の推進」「④安全・安心の確保」の4つを対策の柱に掲げ、国の補正予算等を活用しながら、総合的かつ迅速に必要な施策を実行
- ・引き続き、先行きが不透明な価格高騰等に対し、総力を挙げての取組が必要

取組

① 価格高騰緊急対策

- ・経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型)の要件緩和
最近1か月間の売上高前年同月比△15%以上→△5%以上
- ・住民税(所得割)非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を支給
- ・経済団体等と連携し、原材料費・エネルギーコストの上昇分を適切に価格転嫁する機運を醸成するため、共同宣言を実施
- ・設計単価の迅速な改定に向けた市場価格調査体制強化と最新単価で工事発注、契約済工事へのスライド条項の適切な運用

③ 活力ある社会の推進

- ・妊娠時から出産・子育てまでの伴走型の相談支援と経済的支援(10万円相当)を一体的に行う市町村に対し助成
- ・女性の就業を促進するため、柔軟な働き方ができるデジタル分野でのインターンシップ(OJT)型訓練を実施

② 県内需要の喚起

- ・飲食需要喚起のため、プレミアム付き食事券を発行
- ・全国の観光需要を取り込むため、宿泊・日帰り旅行代金の割引等を実施
- ・家庭の負担軽減等のため、省エネ性能の高い家電製品の購入支援

④ 安全・安心の確保

- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するため、消毒液等の保健衛生用品やサーキュレーター等の換気対策用備品を購入
- ・幼稚園、保育所、学校等の送迎用バスへの安全装置の設置や登園管理システム等の導入を支援

課題

- 価格高騰等の長期化により、実質賃金の低下や価格転嫁が進まず家計や企業収益の圧迫が生じていることや、ゼロゼロ融資の返済に伴う事業者の経営のひっ迫が想定されることから、**今後も強力な支援策が必要**
- また、長期化する価格高騰やコロナ禍による価値観の変容など、**社会・経済活動の変化に対応するため、経営転換等を選択した中小企業が、新たな事業に円滑に踏み出せるための財政・技術的支援が必須**
- 資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる**建設工事請負契約書第26条のスライド条項**における1～1.5%の受注者負担割合が受注者の適正な利益を圧迫

提案・要望

1 厳しい状況にある国民や事業者に対する総合的な経済対策の実施（内閣府）

コロナ禍に加え、価格高騰により厳しい状況にある国民や事業者への影響を緩和・抑制するため、**実情に配慮した総合的かつ大胆な経済対策**を引き続き実施すること。特に地方に対しては、より柔軟に独自の効果的な対策を講じることができるよう、基金積立要件の緩和など交付金制度を見直すとともに、**追加交付**を行うこと

2 円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援（内閣府・中小企業庁）

円滑な**価格転嫁**に向けた**環境整備**や、物価上昇に見合った**賃上げのための支援**を継続して行うこと

3 エネルギー価格の高騰に対する対策の実施（経済産業省・資源エネルギー庁）

国民生活や社会・経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、サプライチェーンの見直しや再エネ等へのエネルギー転換を進めるとともに、**料金の抑制に向けた支援策**を継続して行うこと

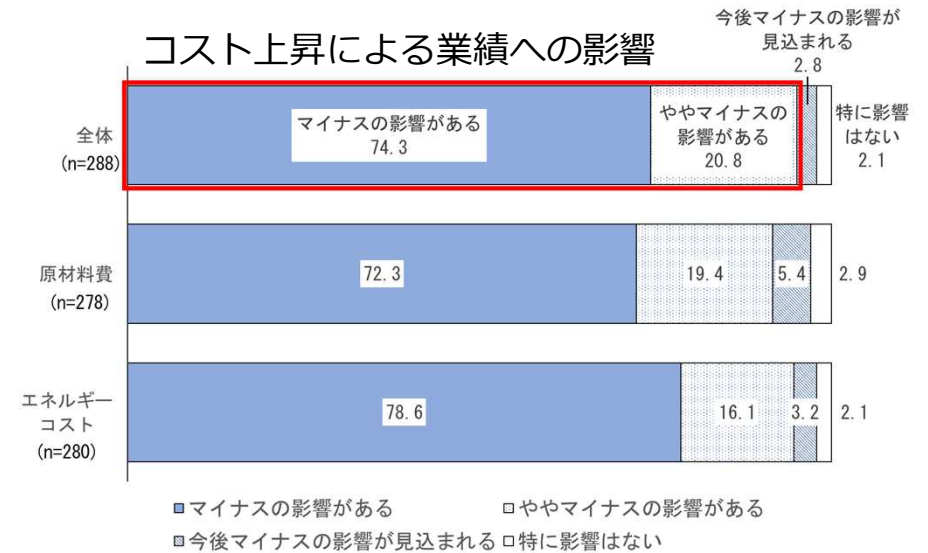
4 中小企業が自己変革に向けて新たな挑戦を行うために必要な取組の支援（中小企業庁）

「中小企業等事業再構築促進事業」や「中小企業生産性革命推進事業」など、**中小企業の業態変更、販路開拓**など後押しする支援策を継続して行うこと

5 標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、**実態調査に基づく受注者負担割合の見直し**について検討すること

コスト上昇による業績への影響



（一財）長野経済研究所調べ（R5.4）

（注）県内企業634社にアンケートを実施、289社から回答

13 人や企業の「信州回帰」の促進について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・観光庁】

長野県の状況

● 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・都市部住民の地方回帰機運の高まり等から、令和4年度の本県への移住者数※は3,334人で前年度から374人増加
 - ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
 - ・直近の内閣府による調査等でも、東京圏在住者の地方移住への関心は高まっている
- ※移住者数：移住者捕捉アンケート等により長野県独自集計した数

取組

“信州回帰プロジェクト”の推進

目指す姿

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを好機と捉え、長野県への人や企業の呼び込みを強化
- 行政（市町村・県）と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

実現に向けたアクション

多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現
- 新たな働き方の促進等によるつながり人口(関係人口)の拡大

『信州暮らし推進の基本方針(R4.5.25改定)』

コロナ時代のライフ・ワークスタイルを支援

普通の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

➤ 信州リゾートテレワークの推進

- ・企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- ・県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため、「信州リゾートテレワーク推進チーム」を令和3年度に結成。活発な情報交換により、新たな取組を共創。
【事例】「コワーキングスペース等のコーディネーターの育成」をテーマにした参加者同士のディスカッションや県内に新規開設したコワーキングスペースの視察・信州まるかじりワーケーションツアーの開催など
- ・ワーケーションEXPO信州（仮称）や軽井沢NAGANOサロンを開催し、多様な人材の交流・意見交換の場を提供



➤ おためしナガノ2.0

- ・ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供することで、移住や拠点設置に誘導。8期目となる令和4年度は19組27名が県内での「おためし」を体験（応募数28組38名）
- ・「おためし」体験後の定着率も高く、令和4年度は参加者の約7割が移住や拠点を維持。令和5年度も同規模にて実施

おためしナガノ

➤ 暮らしと仕事をセットにした取組の展開

- ・移住総合Webメディア「SuuHaa」を開設（R3.3～）し、若者・移住漠然層をターゲットにした情報発信を展開
- ・東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県及び大阪府からの移住者を対象に移住支援金を支給（国の制度に横出しして運用）
- ・移住後の暮らしには「仕事」が不可欠であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点やハローワークと連携した企業への就職、就農、就林、創業など多様な働き方の実現を支援

課題

- 交流人口・関係人口を契機とした地方回帰の流れを拡大していくためには、社会において柔軟な働き方が認められ、地方と都市部との交流がよりしやすくなっていく環境整備と機運の醸成が必要。特に、コロナ禍において注目されたテレワーク等の一層の社会的浸透が図られるとともに、民間企業の休暇の分散化や長期休暇の取得促進等、多様な働き方が認められていくことが肝要
- コロナ禍を契機に注目されている二地域居住等のライフスタイルを普及・定着させるために、現行の「定住」を前提としている制度の検証が急務
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生テレワーク型）を活用し、県・市町村・企業の共創による「おためし立地チャレンジナガノ」を行っているが、交付対象事業費の上限額が最大1,200万円/団体となっているため、事業規模に対し十分ではない状況



提案・要望

1 新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組の推進(内閣府・総務省・経済産業省・観光庁)

親子ワーケーションや副業など、新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方のニーズを踏まえ、テレワーク・ワーケーション官民推進協議会の活動を通じて機運醸成や制度導入の働きかけに一層取り組むこと

国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得等を促進すること

2 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応（国土交通省）

二地域居住の一層の普及・定着を図るため、拠点間移動経費の支援など、二地域居住者の負担を軽減するための施策を展開するとともに、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること

3 地方にひとや企業を呼び込むための支援の充実（内閣府）

地方への新たな人や企業移転の流れを一層創出・拡大していくため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生テレワーク型)の財源を継続確保するとともに、交付上限額を拡充(3,000万円/団体)すること

14 持続可能な地域公共交通の再生・維持について

【国土交通省】

長野県の状況

● 原油価格の高騰等で厳しい経営状況にある地域交通事業者への支援が急務

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者・収入が激減する中であっても、公共交通は地域生活には欠かせない存在
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、燃料価格の高騰も重なり、事業継続は予断を許さない状況
- ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けては、これまで以上に「行政の積極的な関与」が必要

取組

○ コロナ禍における地域公共交通の維持・確保

- ・ 極めて厳しい経営環境にある交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してこれまで様々な支援を実施（車両維持に要する経費の支援、燃料価格高騰への支援等）

○ 公共交通の維持に県が積極的に関与

- ・ 令和3年11月に長野県公共交通活性化協議会を設置して、国、県、市町村、交通事業者、利用者代表などにより持続可能で最適な地域公共交通の構築に向けた検討を開始
- ・ 令和5年4月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- ・ 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス化や公共交通情報のオープンデータ化を推進

○ しなの鉄道の車両更新

- ・ 平成9年の開業時にJRから譲渡された旧型車両は製造から約40年経過。省エネ車両への更新に対し支援を実施

残り4年間で、約30億円の更新費用が必要

(単位:百万円)

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合 計	
更新車両数	6両	8両	6両	6両	6両	4両	4両	4両	2両	46両	
総 額	1,347	1,689	1,287	1,158	1,243	778	779	779	397	9,457	
負 担 内 訳	国 1/3	666	699	637	579	414	259	260	260	132	3,906
	県 1/6	221	282	215	193	207	130	130	130	66	1,574
	市町 1/6	221	282	215	193	207	130	130	130	66	1,574
	事業者 1/3	239	427	222	193	414	259	260	260	132	2,406

■ 車両更新計画の見直し

▶ 新型コロナ感染拡大による利用者・旅客収入の激減による自己資金の逼迫や新しい生活様式・働き方の定着による利用者減少を踏まえ、更新両数・年数の見直しを実施

- ・ 車 両 数 52両 → 46両 (▲6両)
- ・ 総 額 106.8億円 → 94.6億円 (▲12.2億円)
- ・ 更新期間 8年間 → 9年間 (+1年)

(注1) 2019～2023年度は補助実績または内示見込額

(注2) 端数調整のため合計と一致しない

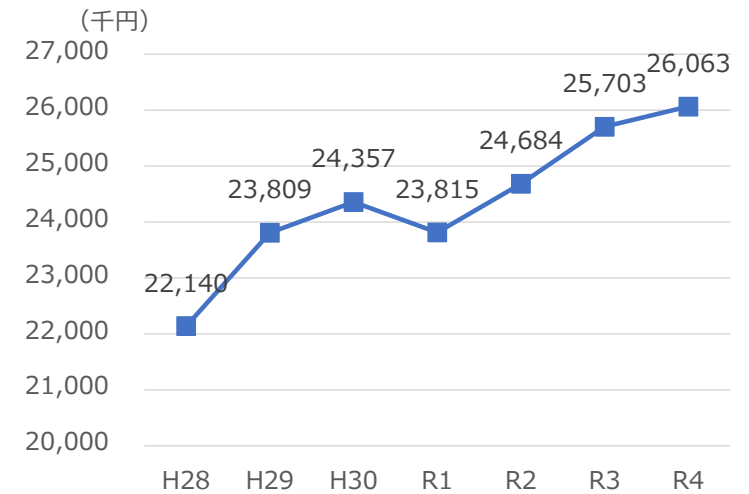
【既存の補助制度・予算のみでは公共交通の維持は困難】

- 新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の影響等に加え、運転手不足が深刻化し、**地域公共交通は危機的な状況**
- **車両価格の上昇**（右図参照）もあり、安全運行に不可欠な**設備投資が進まない**（D X・G Xに向けた積極的な設備投資も行えない）

【JRローカル線を含む地域鉄道の見直しが加速化】

- 利用者の大幅な減少により、**ローカル線の利便性や持続性が損なわれる可能性**
 - ・ JR西日本から大糸線の持続可能な方策検討の申入れ（R3.12）
 - ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が成立（R5.4）

県有民営バス（中型ノンステップバス）の平均落札額の推移



（長野県交通政策局調べ）

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築

路線バスや地域鉄道等は、地域住民の通院・通学・通勤などの日常生活に必要な移動手段であるが、交通事業者の経営状況は極めて厳しい状況であることから、設備投資(車両更新等)に係る支援制度を充実するとともに、十分な予算額を確保すること

また、運転免許返納者を含む高齢者、障がい者、学生が日常生活において利用する公共交通の利用運賃を抑制させるため、国においても新たな支援制度を創設すること

さらに、地域公共交通を支える交通事業者の人材不足問題を解消するため、多様な人材が働きやすい環境の整備や、人材確保のための支援制度を充実すること

2 JRローカル線を含む地域鉄道の維持・確保に向けた抜本的な支援

JRローカル線を含む地域鉄道は地域の暮らしを支えるとともに、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラであることを踏まえ、鉄道ネットワークのあり方を示すとともに、国の責任において、地域鉄道の維持に向け公費投入の仕組みや財源のあり方を示すこと

また、改正地域公共交通活性化再生法に基づく制度の運用にあたっては、沿線地域の意向が尊重されるよう十分配慮するとともに、必要な予算枠を継続的に確保すること

15 未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進について

【国土交通省】

長野県の状況

●未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進

- ・ 2050ゼロカーボン実現に向けた脱炭素のまちづくりを県総合5か年計画に位置付け、コンパクトシティやグリーンインフラを推進
- ・ U R 都市機構との包括協定締結や、公民学が連携した「信州地域デザインセンター（UDC信州）」を開設し、県が積極的に関与して市町村を支援し、魅力あるまちづくりを推進

取組

○脱炭素のまちづくり

- ・ 信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定（R3.4）まちなかグリーン化を推進し、県内主要都市でエリアビジョンを公表（R5.3）
- ・ 県独自にまちなかの快適空間を創出する取組の実施（R4～）中心市街地の再生やウォークアブルなまちづくりにより、コンパクトシティを推進
- ・ 広域シェアサイクル社会実験などによる脱炭素への取組を実施

○市町村の魅力あるまちづくりを支援

- ・ 信州地域デザインセンター（UDC信州）を開設（R元.8）これまでの33市町村から56件のまちづくり相談を受け、状況に応じた支援を実施

○個性を活かした魅力とにぎわいのある都市公園の整備推進

- ・ 県内17都市公園の運動施設を、令和10年開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開・閉会式会場及び各競技会場に選定し、都市公園のにぎわい創出を推進



グリーンインフラの一例
（公園駐車場の緑化）



UDC信州による
広域シェアサイクル社会実験の実施

課題

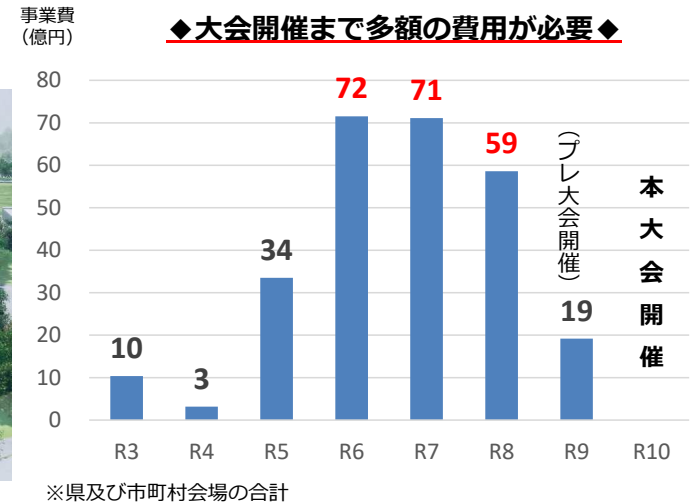
- **2050ゼロカーボン実現**に向けた**脱炭素のまちづくり**を推進するため、都市計画道路や都市公園整備事業、市町村が進める都市構造再編集中支援事業への**まちづくりに必要な財源の確保**が必要
- 「**信州やまなみ国スポ・全障スポ**」の総合開・閉会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修**のため、**大会開催までの短期間で多額の費用が必要**

<都市構造再編集中支援事業(市町村事業)>



【野沢地区(佐久市)】

○松本平広域公園陸上競技場 (S52年度供用開始) 第82回国スポ・第27回全障スポ関連施設整備に係る事業費
総合開・閉会式及び陸上競技の会場
 老朽化のため現地建替え (総事業費約130億円)



提案・要望

1 快適で魅力あるまちづくりのための予算措置

都市計画道路や都市公園の整備事業、市町村が進める都市構造再編集中支援事業など、持続可能なまちづくりに必要な予算を確保すること

2 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」開催に伴う施設整備への支援

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、総合開・閉会式会場及び各競技会場となる**都市公園の施設整備に必要な予算を確保**すること

16 本州中央部広域交流圏の形成について

長野県の状況

【国土交通省】

● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・ 高規格道路

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 中部横断自動車道 | ： 環境影響評価、都市計画決定手続きの実施 |
| 中部縦貫自動車道 | ： 松本波田道路の橋梁工、波田～中ノ湯間の整備検討会 |
| 三遠南信自動車道 | ： 飯喬道路の橋梁工等、青崩峠道路の本坑掘削 |
| 伊那木曾連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間） | ： 調査設計を実施 |
| 松本糸魚川連絡道路 | |
| （安曇野道路区間） | ： 調査設計を実施 |
| （大町市街地区間） | ： ルート帯決定に向けた調査、地元説明会 |
| 上信自動車道（県境部） | ： ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携） |

<取組状況>

・ 構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路：整備方針に関する基礎調査

・ 一般広域道路及びその他主要な道路

- 一般国道20号 諏訪バイパス：R5新規事業化、調査設計を実施
- 一般国道153号 飯田南バイパス：R5新規事業化、調査設計を実施
- 一般国道153号 伊駒アルプスロード：調査設計、関連道路の設計

○ リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

- ⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進（広域二次交通や広域観光など）
- ⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路の整備（R3.3 座光寺スマートIC供用）

○ J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

- ⇒ J R東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



課題

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生
- 本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格道路のミッシングリンクの解消等の早期整備が必要
- 高速交通網の整備効果を広く波及させる、一般広域道路の整備促進とその他主要な国道、県道、市町村道の整備が不可欠
- 構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要
- リニア整備を国土の発展に活かすため、「スーパー・メガリージョン構想」の実現に向けた積極的な取組が不可欠
- リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大



提案・要望

1 高規格道路のミッシングリンク解消及び構想路線の整備推進

本州中央部広域交流圏を形成する、高規格道路 中部横断自動車道・中部縦貫自動車道・三遠南信自動車道等の事業中区間の早期完成と未整備区間の早期事業化を図ること

また、伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）及び松本系魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進、未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと

さらに、上信自動車道は権限代行により調査を行うこと

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路としての整備に向けた調査支援を行うこと

2 道路のダブルネットワーク強化及びその他主要な道路の整備推進

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

3 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

リニア中央新幹線に関連する道路等の基盤整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

17 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・農林水産省・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、道路・橋梁等の老朽化対策、道路ネットワークの機能強化、ため池の地震・豪雨対策など「防災・減災 国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用した防災・減災対策や通学路の交通安全対策等を推進**
- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、市町村と連携し、**盛土の流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所**の緊急点検を実施。盛土を起因とする災害を防止するため、**新たに盛土を規制する条例を制定**



(一) 黒沢川 安曇野市 黒沢

5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



(二) 153号 伊那市～南箕輪村～箕輪町 伊那バイパス

5か年加速化対策を活用して災害リスク箇所のダブルネットワークの整備を推進



小田井沢4号砂防堰堤 岡谷市 湊

令和3年8月13日からの大雨により土石流が発生したが、砂防堰堤が整備されており、下流への被害を未然に防止

課題

- 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるため、着実な財政措置が必要**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、国土交通省から排水ポンプ車の支援を受けた**
- 令和3年7～9月に実施した**通学路の新たな合同点検**により、今までの点検に加え**対策が必要とされる箇所が増加**



合同点検により対策が必要とされた通学路

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農林水産省・国土交通省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること

資材価格の高騰等も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和6年度予算は、所要額を満額確保すること
また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し、成立させること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（農林水産省・国土交通省）

国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、新たな国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計について十分配慮すること

また、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」「緊急浚渫推進事業債」についても、事業期間を延長し確実な財政措置を図ること

広域的な浸水被害に対応するため、国所有の排水ポンプ車・資機材の増強を図るとともに、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること。また、TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること

18 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和3年8月岡谷市

砂防堰堤により、下流への被害を未然に防止



令和3年8月木曾町

木曾川護岸被災

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策を加速
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、各取組の数値目標を設定した県独自の「長野県流域治水推進計画」を策定（R3.2）し、計画的な取組を実施中
- 「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、「**流域治水キャンペーン**」による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」を**本格展開**させていくため、市町村が持つ課題等を共有し、よりよい方策を検討していく「**流域治水キャラバン**」を実施

流域治水の推進 治水ONE NAGANO

令和4年12月



流域治水シンポジウム
(中部地整と共同主催)

令和4年度～



市町村との「流域治水キャラバン」

課題

- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- 毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策**が急務
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「**中抜け区間**」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曾川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- 「**逃げ遅れゼロ**」に向け、**県内の骨格となる大河川**においては、**災害の切迫感を上下流連続的に伝える取組**が必要
- 災害査定のための測量設計の費用**は地方自治体にとって大きな負担となるため、**財政支援**が必要。また、大規模災害時には、膨大な箇所の被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
- 近年、大雨による**土砂災害が頻発**しており、**災害箇所の早期対策や計画的な施設整備等**の集中的な対策が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、**県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保**すること

各水系の「流域治水プロジェクト」について、**位置付けた事業の整備促進**を図るとともに、**天竜川水系においては、気候変動などを踏まえた治水対策の見直し**にあたり、**戸草ダムを含め、より効率的、効果的な対策を検討**すること

流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、**流域治水対策に係る総合的な交付金を創設**すること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」に関し、令和2年度に設立した国・県による**信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続**するとともに、**県管理区間における水害リスクラインの導入**など、喫緊の課題に対し、**技術・財政面での国による支援**を引き続き講じること

県民の安全・安心の確保のため、様々な課題を解決した上で、**県土の骨格を成す千曲川・犀川・天竜川等の県管理区間において国による一元管理**とすること

3 災害に対する支援強化

「**逃げ遅れゼロ**」の実現に向け、**天竜川・木曾川の県管理区間**においても、直轄管理区間と同様、**水害リスクラインを早期に導入**すること
災害査定時における**測量・設計に要する費用補助**について、必要な財政支援を講じるとともに、令和4年8月の豪雨災害において本県で行われた「**早期確認型査定（試行）**」について、**早期に本格運用**すること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

砂防関係施設の整備や長寿命化による**事前防災対策の計画的かつ強力な推進**、**ハザードマップ・地区防災マップの作成支援等のソフト対策**、**砂防堰堤で捕捉した土砂や流木の早期撤去による安全性の確保に関する財政支援**を講じること

19 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・国土交通省】

●老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- ・建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約63%、トンネルの約42%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約12%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み
- ・今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- ・**着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、**インフラメンテナンスのための予算を安定的・継続的に確保**することが必要

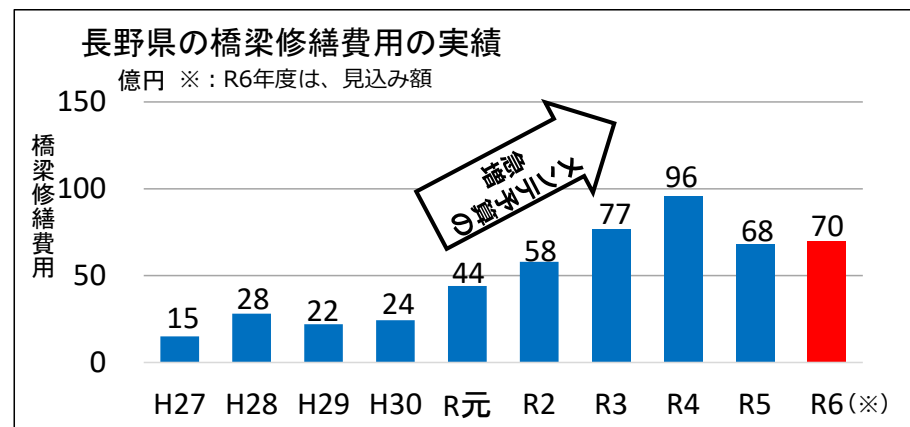
取組

○道路施設

- ・橋梁・トンネル等の法定点検は平成30年度で一巡目が完了
- ・橋梁では約25%（約990橋）が早期に措置を講ずべき状態
- ・長野県橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づき、令和6年度までに修繕を終えるためには、**年間約70億円**の予算が必要
- ・舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

○河川施設

- ・ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画**を策定
⇒ **予算の不足により計画に沿った維持管理・更新に遅れ**
- ・計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
県管理17ダム中、5ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量内の堆砂率が100%超え



○砂防施設

- ・平成30年7月豪雨を受け、**石積砂防堰堤の緊急改修**を実施
- ・**緊急浚渫推進事業債**を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○下水道施設

- ・**管渠や処理場は代替がきかない**ため、破損や故障は日常生活や社会活動に**重大な影響**
- ・特に県内の処理場は108(全国第3位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に**多額の予算が必要**

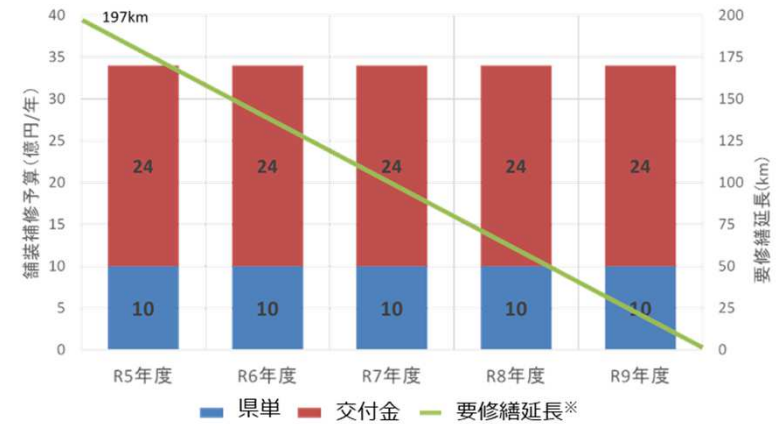
○公園施設

- ・**公園施設老朽化対策**を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・**基幹的農業水利施設** (水路1,291km、重要構造物685か所)について、**機能保全計画に基づく長寿命化**を実施

損傷の進行が早い道路における舗装修繕計画



※大型車日交通量250台以上で路盤打換が必要な延長

課題

- 着実に進行するインフラの老朽化対策**を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- 予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めていくためには、**継続的な予算の確保と地方負担軽減**が必要
- 大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路**では舗装の損傷の進行が早く、適切に修繕を進めていくには、**多額の予算が必要**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、**早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換**を図るとされた

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点から**インフラの長寿命化対策**を着実に進められるよう、今後も必要な予算を**安定的・継続的に確保**すること
また、**法定点検対象外である舗装**についても**損傷や老朽化が進行**していることから、地域の安心・安全を確保するため、**必要な予算を確保**すること

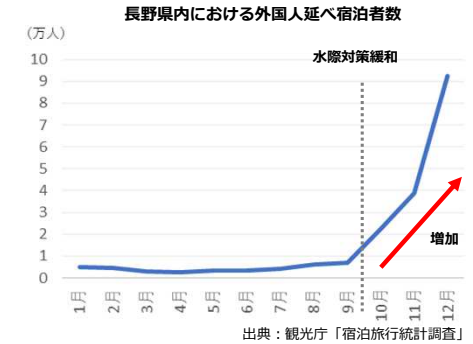
20 アフターコロナにおける観光振興について

【総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

●世界水準の山岳高原観光地域づくりの推進

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により県内延べ宿泊者数・観光消費額が減少
＜県内延べ宿泊者数＞ R4：1,443万人（R元比：▲20.1%）【出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」】
＜観光消費額＞ R3：5,154億円（R元比：▲41.2%）【出典：長野県「共通基準に基づく長野県観光入込客統計」】
- ・コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、長野県の特徴ある自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが増加
- ・令和4年10月の水際対策緩和により再開してきたインバウンド需要の取り込みが急務
- ・インバウンドが本格回復を見据える中、観光産業の労働力不足がさらに深刻化



取組

○観光地域づくりの推進

- ・長野県の特徴を活かした観光資源の活用・創出支援や国際認証取得を目指す地域の支援などサステナブルな観光地域づくりに向けた取組の実施
- ・DMO等とのネットワーク形成や観光関連産業で働く人材の確保・育成の支援
- ・スキー場の今後のあり方や経営改善に向けた取組等について検討
- ・安全登山の啓発や山岳遭難救助体制整備等の実施

○長野県観光プロモーションの展開

- ・長野県の特徴を活かした観光資源のブランド化や誘客プロモーションを推進
[R4年度：信州観光復興元年プロモーション、R5年度：観光加速化プロモーション「Go Nature. Go Nagano.」]
- ・スキー場への誘客促進のため、多様なアクティビティが楽しめるスノーリゾート形成を推進

○インバウンドの推進

- ・21言語で対応する電話通訳サービスの設置など多言語対応の拡充
- ・観光消費額単価が高い海外の高付加価値旅行市場等にターゲットを絞ったプロモーションの推進



長野県の自然を楽しめる
県内1周サイクリングロード

Go Nature. Go Nagano.

アウトドアカルチャーを発信する
観光加速化プロモーション

課題

- 回復するインバウンド需要を確実に捉え、長期滞在化と観光消費額拡大に繋げるための**受入環境整備が不十分**
- 安心・安全なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
- コロナ禍の影響による観光関連産業の人材不足が深刻であり、**回復する旅行需要を十分に取り込むことができていない**
- 日本は有給取得率が低く祝祭日等が集中する時期に旅行需要が集中するため、**地域における観光収入が安定しない**
- 感染防止対策で宿泊者数を制限したことに伴う経営圧迫により、登山道の維持管理や遭難救助など**山小屋の公益的機能の維持が困難な状況**

提案・要望

1 インバウンドの取り込み及び長期滞在型観光の推進支援（観光庁）

インバウンドの地方誘客促進を図るため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること

観光道路・多言語看板の整備や無電柱化等の景観形成、ユニバーサルデザインの整備など、長期滞在化につなげる受入環境の整備に関する予算の充実を図ること

2 スノーリゾート形成支援（総務省・国土交通省・観光庁）

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、令和6年度以降も十分な予算を確保し、複数年の支援を受けられるよう柔軟な制度とすること

老朽化した索道施設の更新等への地方財政措置を充実させること。特に自治体所有のスキー場に対しては、公営企業債（観光その他事業債）の活用事業であっても交付税措置を行う等の支援を検討すること

地域経済・雇用に大きく寄与するスキー場の経営安定化及びエネルギー価格高騰による運営経費の増加に係る影響緩和のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和6年3月31日以降も継続すること

3 観光産業における人材確保支援と働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光産業の人手不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上と外国人材を含む人材確保への支援を充実すること

2労働週（週5日勤務の場合10日間）以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准し、国主導で企業に対する休暇分散やプラスワン休暇の働きかけを行うなど働き方改革を進めること

4 山岳高原観光における公益的役割を担う山小屋への支援（観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持・補修や資材の輸送、遭難救助活動等に必要な経費については国が支援すること

21 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

【林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- 令和元年東日本台風により、千曲川の堤防が決壊するなど、県民生活に甚大な被害
この災害を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- 令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定
- 令和2年10月、議員提案により「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定



令和元年東日本台風による被害

取組

○2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定 (R3.6)

【数値目標】2030年度の温室効果ガス正味排出量削減目標▲60% (2010年度比)

【分野別の取組】「交通」「建物」「産業」「再エネ」「吸収・適応」「学び・行動」の6つの分野ごとに目標を設定し、達成に向けた取組を推進

○「長野県地球温暖化対策条例」を改正 (R4.3)

- 電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設
- 建築物に係る環境エネルギー性能等検討制度の届出対象を拡大 (R5.4.1施行)
- 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設 (R5.4.1施行)
- 再エネ設備の設置及び再エネ由来電気等の購入に係る努力義務を創設

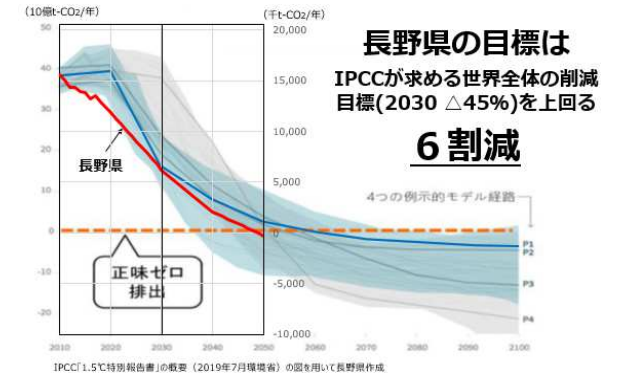
○促進区域の設定に関する県の基準 (太陽光) を全国に先駆けて策定 (R4.5)

- 基本的な考え方：安全・安心の確保、森林や農地の役割の重視、景観・眺望等との調和
- 本県にふさわしい太陽光発電施設の姿を明示し、地域と調和した事業の拡大をめざす
【促進区域：箕輪町】

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用

- 県及び県内市町が採択され、独自の取組を推進
【脱炭素先行地域：松本市、飯田市、小諸市、生坂村】

【重点対策加速化事業：長野県、伊那市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、小布施町】



長野県が目指すゼロカーボンの未来(イメージ)

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**

提案・要望

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充（環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む自治体を幅広く支援する観点から、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について予算を拡充することまた、国庫補助事業の地方負担分に加え、地方が創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、公共施設分に限らず十分な地方財政措置を講じること

2 建築物等の脱炭素化の推進（林野庁・国土交通省・環境省）

全ての新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB基準への適合義務化をできる限り早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること
また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組が促進されるよう、断熱化等への財政支援を拡充し、継続すること

さらに、建築物等の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しを行い、支援の拡充を図ること

また、多くの自治体において地域の実情に応じた省エネ家電等の買い替え支援の取組を行っていることを踏まえ、国の交付金等による支援を拡充すること

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

CO₂排出量の大きいバス・トラック等の脱炭素化に向けた具体的な方針を示すほか、EV充電設備について、設置施設の利用形態に合わせた運用（例えば宿泊者の優先的な利用など）ができるよう、設置場所に応じた柔軟な支援を行うなど、交通分野における脱炭素化を推進すること

4 市町村の取組への支援の拡充（林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に自治体や地域がより積極的に取り組めるよう、経済的誘導策による支援や地域活用要件の適用除外といった促進区域制度の実効性強化など、地域にメリットをもたらす再エネの普及促進策を拡充するとともに、系統接続の制約解消といったインフラ整備についても引き続き取り組むこと

また、脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、森林吸収量といったデータベースの整備、提供を行うこと

さらに、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」による補助金について、希望する自治体が活用できるよう十分な額を確保すること